

9月1日は「防災の日」

1923（大正12）年9月1日、関東大震災が発生し、甚大な被害が発生しました。この日を忘れることなく、災害について認識を深め、備えを強化する日とするため「防災の日」が制定されました。

去年は能登半島での大地震や豪雨水害に加え、大磯町においても台風10号により土砂崩れや浸水など大きな被害が出ました。地震や風水害等のリスクに備えるため、「防災の日」をきっかけに命を守るための取り組みを始めましょう。

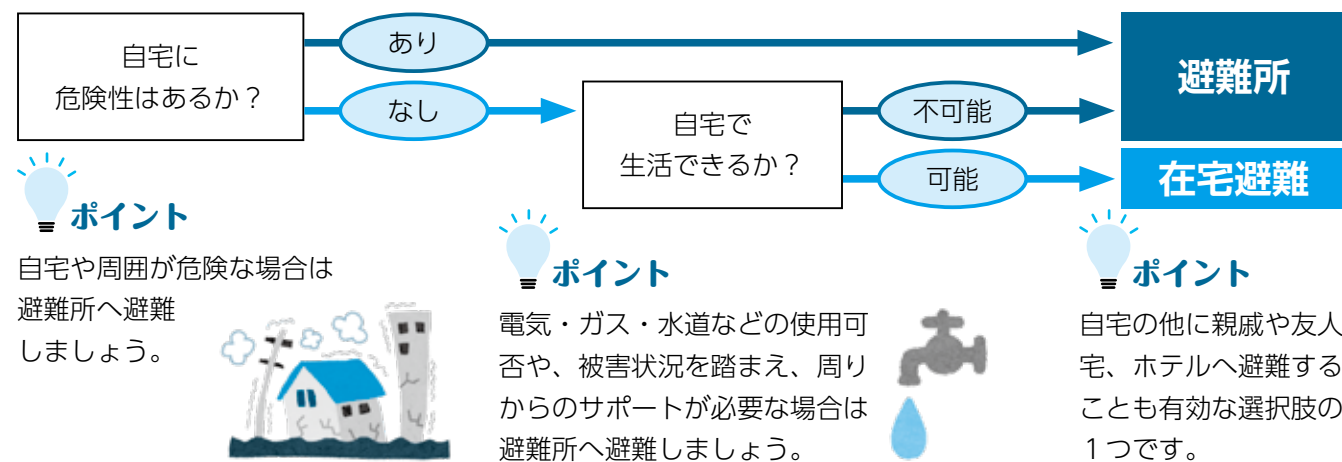
写真左：台風10号での大磯町内の土砂崩れの様子
写真右：能登半島地震による輪島市内の様子（石川県ホームページから）

問 危機管理課 ☎ 内線244

在宅避難も考えてみましょう

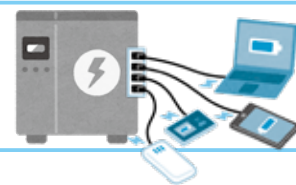
災害が発生したとき、避難のひとつとして、自宅に留まる「在宅避難」があります。在宅避難と避難所への避難の特徴を踏まえて、自分や家族にあった避難を考えましょう。

避難の判断



エネルギー確保について

スマホや照明器具等が使えれば、最低限の在宅避難生活を行うことができます。そのために、乾電池やモバイルバッテリーを備えましょう。



簡単！ローリングストックを始めよう

災害が起きたときに備えて最低でも3日分、できれば1週間分くらいの食品備蓄が必要です。

食料備蓄には、日常で食べているものを消費しながらストックする「ローリングストック」という方法があります。普段食べている食材を多めに買って、蓄えることから始めることができますので、日常生活の一部に取り入れてみましょう。

また、平時から防災食について考えることが重要です。町では防災食の体験講座を9月26日に開催します。詳細については情報コーナーをご確認ください。

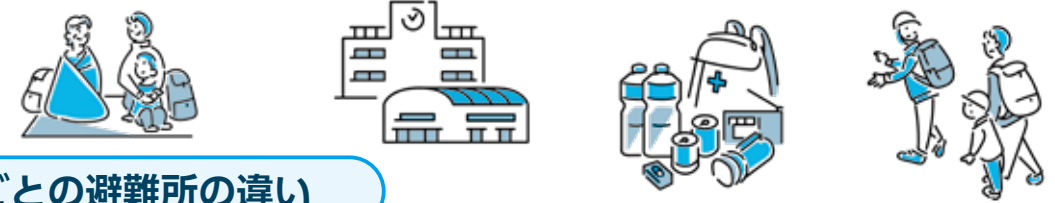
ローリングストック



避難所のことを知っていますか？

災害が発生したときや発生するおそれがあるとき、地震と台風などの風水害では避難所が開設されるタイミングや運営の流れなどに違いがあるのを知っていますか？

いざというときに、適切な避難行動がとれるよう避難所がどのような場所なのかを把握しておきましょう。



災害ごとの避難所の違い

	大地震	風水害
開設のタイミング	発災後半日から数日	災害発生のおそれがあるとき
避難の目安	家屋の損壊・倒壊などにより自宅に留まることが危険または不可能な場合	自宅がハザードエリアにあり、避難指示等の対象地域である場合
物資の配給	避難生活において必要最低限の物資を配給	基本的に避難者自身の非常用持出し品で対応
開設者	原則町職員	
運営者	地域で構成される避難所運営委員会及び避難者	町職員など

※警戒レベルに応じて、「指定緊急避難場所」である地域集会施設が開設されます。

情報を「待つ」のではなく、「自ら」情報収集を！

自然災害を防ぐことはできませんが、事前の準備や積極的な情報収集を行うことで、正しい避難行動ができ、自分の命を守ることに繋がります。

災害時には情報が錯綜し、誤った情報が拡散されるおそれがあります。

誤った情報に惑わされないためにも、報道や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報の入手方法を確認しておきましょう。

要check

情報収集には おいそ防災・行政ナビ

スマートフォンやタブレット端末向けの防災アプリです。緊急地震速報、気象警報、避難情報、災害情報などを配信しています。

また、アプリ中のリンク集には、気象情報やインフラ情報等が確認できるサイトを掲載しています。

防災対策をするなら、まずはダウンロード！



緊急放送はどんな音？

緊急地震速報や津波警報等が発令された際には、町内に設置している防災行政無線のスピーカーから緊急放送が流れます。

緊急放送が放送されたら、ただちに命を守る行動が必要となります。

事前にどのような音が鳴るか確認し、いざという時に備えましょう。

